

富士見市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

I 制定趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法の欠格条項から成年被後見人等の規定（同法第16条第1号）が削除されるため、同規定を引用している箇所を改正する必要があることから、本件条例を制定するもの

II 条例の主な内容

○整備法の施行による影響

- 従前 → 成年被後見人又は被保佐人に該当 = 失職
期末・勤勉手当の支給について、規定により通常の退職者と同様の取り扱い。
- 今回 → 成年被後見人又は被保佐人に該当 ≠ 失職
失職しないことから、通常の退職者と同様の取り扱いとする規定が不要

1 第16条の改正

期末手当の支給に関する規定中、地方公務員法第16条第1号に関連する箇所を削る。

2 第16条の2の改正

期末手当を支給しない職員に関する規定中、地方公務員法第16条第1号に関連する箇所を削る。

3 第17条の改正

勤勉手当の支給に関する規定中、地方公務員法第16条第1号に関連する箇所を削る。

4 第18条の改正

心身の故障等により休職している職員に対する期末手当の支給に関する規定中、地方公務員法第16条第1号に関連する箇所を削る。

III 施行日等

公布の日から施行

富士見市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第7号）新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員_____</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>

(勤勉手当)

第 17 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額とする。

4・5 略

(休職者の給与)

第 18 条 略

2～5 略

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第 16 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し_____、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、それぞれ第 2 項又は第 3 項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 略

(勤勉手当)

第 17 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額とする。

4・5 略

(休職者の給与)

第 18 条 略

2～5 略

6 第 2 項及び第 3 項に規定する職員が、当該各項に_____規定する期間内で第 16 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の_____例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

7 略